

新旧対照表

岡三にいがた証券の証券総合取引約款

新	旧
第 1 章 証券総合取引	第 1 章 証券総合取引
第 1 条 (現行どおり) 第 2 条 証券総合取引の利用 (1) (現行どおり) (2) お客様は、上記 (1) ⑨の取引については、次の①から③に掲げる取扱方法によりご利用いただけます。 ① (削 除) ② (削 除) ①～③ (現行どおり) (3) (現行どおり)	第 1 条 (省 略) 第 2 条 証券総合取引の利用 (1) (省 略) (2) お客様は、上記 (1) ⑨の取引については、次の①から⑤に掲げる取扱方法によりご利用いただけます。 ① 公社債投信コースへ入金する方法 ② 日本パーソナルMMF (マネー・マネージメント・ファンド) へ入金する方法 (以下「日本パーソナルMMF」といいます。) ③～⑤ (省 略) (3) (省 略)
第 1 0 章 投資信託の累積投資取引	第 1 0 章 投資信託の累積投資取引
第 1 条～第 7 条 (現行どおり) 第 8 条 キャッシング (1) お客様は、第 7 条に基づく日本MR Fの返還請求により当社が引渡すべき金銭相当額について、返還の請求を行う日の当日に受取りを希望する場合は、次の①から⑤の方法 (以下「キャッシング」といいます。) によります。 ① キャッシングのお申込みがあった場合、当社は、日本MR Fの残高に基づき計算した返還可能金額又は 5 0 0 万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、日本MR Fを担保に、金銭を貸出すことができます。ただし、お客様の取引状況等により、貸出しをしない場合もあります。	第 1 条～第 7 条 (省 略) 第 8 条 キャッシング (1) お客様は、第 7 条に基づく 日本パーソナルMMF及び 日本MR Fの返還請求により当社が引渡すべき金銭相当額について、返還の請求を行う日の当日に受取りを希望する場合は、次の①から⑤の方法 (以下「キャッシング」といいます。) によります。 ① キャッシングのお申込みがあった場合、当社は、 日本パーソナルMMFについては残高とキャッシングのお申込みがあった日の前日までの果实に基づき計算した返還可能金額又は 5 0 0 万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、 日本MR Fについては残高に基づき計算した返還可能金額又は 5 0 0 万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、 日本パーソナルMMF又は 日本MR Fを担保に、金銭を貸出すことができます。ただし、お客様の取引状況等により、貸出しをしない場合もあります。 <u>なお、返還可能金額は、次の計算式により算出します。</u> <u>〈日本パーソナルMMF〉</u> <u>返還可能金額 = 解約口数 × 基準価額 + 解約される受益権に係るキャッシングのお申込みがあった日の前日までの分配金 - 源泉税相当額</u>

新	旧
<p>② <u>上記①の返還可能金額は、次の計算式により算出します。</u></p> <p><u>返還可能金額 = 解約口数 × 基準価額</u></p> <p>③ 上記①のキャッシング申込日に、当社は、当該請求日の前日までの計算に基づき、上記①のキャッシングの貸出しによる金銭に相応する日本MR Fについて、当該貸出しの担保としてその受益権に質権を設定すると同時に、第7条の換金手続きを行います。</p> <p>④ 上記③の換金手続きに基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出残高全額の返済にあてます。</p> <p><u>また、当該金銭とは別に、上記①のキャッシング申込日から当該受渡日の前日までの果実から源泉税相当額を差し引いた金額に相当する金額は、次の計算式により算出し、当該受渡日の属する月の最終営業日に貸出金利として当社がもらい受けます。(なお、当該貸出金利に相当する果実の明細はお客様にお知らせしないことがあります。)</u></p> <p>貸出金利 = 解約される受益権に係るキャッシング貸出日から当該受渡日の前日までの果実 - 源泉税相当額</p> <p>⑤ (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;"><u>平成28年6月改正</u></p>	<p><u>〈日本MR F〉</u> <u>返還可能金額 = 解約口数 × 基準価額</u></p> <p>② <u>上記①の日本パーソナルMMFのキャッシングによる貸出残高と、日本MR Fのキャッシングによる貸出残高とを合計して500万円までとします。</u></p> <p>③ 上記①のキャッシング申込日に、当社は、当該請求日の前日までの計算に基づき、上記①のキャッシングの貸出しによる金銭に相応する<u>日本パーソナルMMF又は</u>日本MR Fについて、当該貸出しの担保としてその受益権に質権を設定すると同時に、第7条の換金手続きを行います。</p> <p>④ 上記③の換金手続きに基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出残高全額の返済にあてます。</p> <p><u>また、日本パーソナルMMFについて当該金銭のうち、上記①のキャッシング申込日から当該受渡日の前日までの果実から源泉税相当額を差し引いた金額に相当する金額は、次の計算式により算出し、貸出金利として当社がもらい受けます。</u></p> <p><u>なお、日本MR Fについて当該金銭とは別に、上記①のキャッシング申込日から当該受渡日の前日までの果実から源泉税相当額を差し引いた金額に相当する金額は、次の計算式により算出し、当該受渡日の属する月の最終営業日に貸出金利として当社がもらい受けます。(なお、当該貸出金利に相当する果実の明細はお客様にお知らせしないことがあります。)</u></p> <p>貸出金利 = 解約される受益権に係るキャッシング貸出日から当該受渡日の前日までの果実 - 源泉税相当額</p> <p>⑤ (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>